

番号	4
措置の名称	地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
措置の内容	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による「不動産又は不動産に関する権利等」については、平成 3 年 4 月 2 日付け行政課長通知によりその対象範囲を示しているが、当該対象範囲をより明確化するために、各都道府県総務部長あてに地縁による団体に係る認可事務について（平成 21 年 4 月 1 日付け総行第 41 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	総務省